

第二種特定鳥獣管理計画（第 4 期ニホンザル管理）概要

1 計画の目的

科学的・計画的な保護管理により、ニホンザルと人との緊張感あるすみ分けを図り、ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害の防止」を図る。

2 計画の期間

平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日から令和 5 年(2024 年) 3 月 31 日

3 計画の対象

(1) 対象鳥獣

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

(2) 対象地域

長野県内全域

(3) 保護管理の対象単位

保護管理の単位は、群れの分布の拡大に伴い、これまでの地域個体群の区分が明確とはいえなくなった。そのため、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）」（環境省 2016）に示された人が群れを管理する区分としての「管理ユニット」（一定程度隣接して生息する群れの集まり）の考えを導入し、これまで保護管理を進めてきた地域個体群の区分等に考慮した上で、10 の管理ユニットに区分し、保護管理を進める。

4 特定鳥獣の現状

(1) 生息状況

推定生息数 約 11,000～16,000 頭

推定群れ数 約 200～300 群（年次計画策定群数 206 群）

(2) 被害状況

サルによる被害は、県内全域で農業被害、林産物被害また生活被害や人身被害が発生している。

農林業被害は、平成 19 年度以降は、広域電気柵の設置等の総合的な対策が進む中、農業被害、林業被害は減少傾向がみられ、平成 29 年度の被害額は約 8,900 万円となっている。

5 新たな計画における保護管理の目標

本県に生息するサルの地域ごとの健全な維持を図りつつ、人身被害や生活被害を防止し、群れごとの加害レベルを低下させて農林業被害の抑制を図るために、人とサルの生活域を分けることを目標とする。

6 目標を達成するための具体的な取り組み

(1) 被害防除年次計画に基づく総合的な被害対策の実行

サルの群れ単位の保護管理を基本とし、集落、行政等の関係者が取り組みの効果の評価・検証しながら、集落が共通認識の下に一体となって「被害防除対策」、「被害地の管理」、「個体数管理」を組み合わせた総合的な被害対策を進める。

被害対策はサルの健全な維持を図るためのものでもあり、「被害地の管理」を効果的に実施するためにも、被害地の背後に広がる、サル本来の生息地である森林を健全に育成することも被害対策にとっては重要な課題となる。

そのため、被害地と森林との境界においては、緩衝帯整備などの被害対策を進めるとともに、サルを含めた多様な野生生物の生息環境の保全のためにも、持続可能な森林管理（経済林の適切な管理、経済林として利用が難しい針葉樹林の針広混交林への誘導、既存の広葉樹林の保全等）に係る他の施策についても十分に配慮する。

(2) 保護管理の流れ

被害対策は、毎年市町村が「被害情報マップ」、「生息情報マップ」、及び新たに導入した「加害レベル判定基準表」で客観的に判定した群れの加害レベルを基に作成する「被害防除年次計画」により、地域住民とともに実施する。

毎年の計画の策定時には、市町村、県は前年の被害対策の効果などの検証を行い、対策の見直しなどを図る。また、管内の市町村、県などで構成する地方保護管理対策協議会では、市町村をまたいで生息する群れに関する隣接市町村同士の協力体制などの広域調整を行う。

各地域の県現地機関職員で構成される野生鳥獣被害対策チームは、市町村、地域住民の取り組みに対し必要な助言や支援を行う。

7 対策の手法

「加害レベル判定基準表」で客観的に判定した群れの加害レベルに応じた被害対策を地域の条件にあわせて選択し、被害防除対策と被害地の管理は、地域住民が主体、個体数管理は市町村と捕獲実施者が主体となり実施する。

その際、対策の効果を高めるため、被害対策はできるだけ組み合わせて実施するとともに、地域住民、一般県民へのサルについての正しい知識や適切な対応を行うための普及啓発を行う。

(1) 被害防除対策

サルが農地や人家周辺へ出没したときは、花火、パチンコ、電動モデルガン、銃器、訓練された犬等を必要に応じて用いて、追い払いを実施し、人に対する恐怖心と人の生活圏への侵入への警戒心を学習させる。

侵入防止柵は、電気柵を基本とするとともに、現場状況に応じ適切な柵の種類及び構造を選択した上で適正な維持管理を前提に設置する。

(2) 被害地の管理

集落周辺などでは、被害を軽減するための被害防除対策と連動して実施する廃果、農作物残渣の適切な処理、カキ、クリ等の農作物以外の誘引物の適切な管理、及び農地周辺の山林等での緩衝帯の造成等を実施する。

(3) 個体数管理

個体数管理は、被害を起こす加害群ごとに群れ内の加害個体を捕獲し、加害個体を減少させ被害を減少させるとともに、群れサイズの縮小などにより追い払いなどの防除対策の補完的な役割を目的として実施する。

群れの個体数管理は、群れ内の加害個体を減少させる選別捕獲（基本：出産経験のあるメスザルは対象としない）を基本とする。なお、群れを分裂させず、管理ユニット内の群れの維持に配慮した上で実施する。

被害が甚大で周囲の群れとの関係で追い払いなどの防除対策が効果的に行えない加害群については、隣接する群れとの関係を十分に把握した上で、被害対策支援チーム等の専門家の助言を受けて、群れ間の関係を崩さないように個体数の縮小及び、群れ全体の捕獲を検討する。

(4) 捕獲個体の取扱い

捕獲された個体は、発信機等の装着による生息情報収集及び接近警報システムによる追い払いなどへの利用を除き、実験用動物としての流用は認めず、原則として殺処分とする。

また、捕獲個体の処分では、「Animal Welfare（動物福祉）」の理念からできる限り苦痛を与えない方法で行う。

(5) 被害対策等の普及啓発

地域住民が主体となった総合的で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が主体となって、被害対策等の普及啓発に努めることとする。また観光客等に対しても、適切な対応が図られるよう、普及啓発を行う。

(6) 野生群への干渉の制限

観光地などでの餌やり・餌付けの禁止、観光客等へのサルへの正しい対処方法の普及啓発、飼育個体の適切な管理並びにその指導などについても、被害対策に併せて進める。

5 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて計画等の見直しの検討に活用する。

6 関係機関による連携

科学的知見及び地域に根差した情報に基づき、管理を適正に推進していくために、行政・関係団体・地域住民が連携を密にして合意形成を図りながら対策を実施する。